

10 番 三田地和彦でございます。

通告書に基づきまして、2点について質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目の住宅対策についてであります。

私は、この問題について、平成26年3月の一般質問を皮切りに、岩泉町の人口減少を何とか食い止めなければならないとの思いから質問を重ねてまいりました。その中で何度か、宮城県七ヶ宿町の「地域担い手づくり支援住宅」を参考にした住宅対策をする考えはないか質問しております。これまでの答弁は、手法の一つとして検討することでありましたが、町の厳しい財政の面から、町単独での財源拠出は難しいとの見解であろうと捉えております。

しかしながら私は、未だに諦めきれず、8月18日に、七ヶ宿町役場を再度訪ね、現在も「地域担い手づくり支援住宅事業」を自主財源で行っているか伺ってまいりました。

そうしたところ、七ヶ宿町では、現在も事業を継続し進めており、毎年2棟を計画し、令和4年度までに、何と16棟、66人の方が移住されたとのことでありました。現在、一世帯も欠けず居住しており、令和5年度も、2棟10人の入居予定で建設中とのことでもあります。

事業内容の詳細については割愛しますが、概要を一部紹介します。

『20年入居すれば無償で住宅及び土地を譲渡する。』

入居資格は、『概ね40歳までの夫婦で義務教育終了までの子供がいる世帯』『定住する意思が明らかであること』『暴力団員でないこと』などの決まりがあります。

七ヶ宿町のように、今も継続し、良い実績を上げている町も有りますので、岩泉町としても、このような事業を導入し、人口減少を少しでも食い止める考えが無いか答弁願います。

次に、気候変動による被害対策についてであります。

最近、当町においても、異常気象の影響と思われる被害が頻繁に起きております。特に、8月13日の夕方からの大雨の際、私の住む小本地区において、線状降水帯と思われる大雨となり、一時避難を考え大牛内に向かいました。しかし、既に国道45号線、中野坂は雨水や土石流により通行できず、急遽、小本津波防災センターに避難を考えましたが、国道45号線は冠水の恐れがあり、自宅前に引き返しました。その後、消防団員と一緒に小本町内の水位が上がらないか見守り、翌朝に、一部の道路被害状況等を小本支所に報告しましたが、床上・床下浸水や沢の近くの家・倉庫・畑などに被害が出ております。

気候変動・異常気象により、今後各地区でこのような被害が発生するリスクは高いと思います。被害の大小に関わらず、岩泉町として、平成28年台風第10号・令和元年台風第19号豪雨災害と同様に、被害に遭われた住民に対し支援すべきと考えます。今回の被害に

対する対応・支援策と、今後予測される異常気象への
対策について答弁をお願いし、この場からの質問を終
わります。

10番 三田地 和彦 議員の御質問にお答えします。

初めに、住宅対策についてであります。議員御案内のとおり、宮城県七ヶ宿町の事例は、移住希望者に一定の条件で新築住宅を貸付け、20年間入居することで住宅と土地を無償譲渡する内容であり、これまで16戸が整備され、1戸当たり2千2百万円を上限額に町単独費で整備をしたものと伺っております。

本町ではこれまでに、定住促進住宅の新築や宅地分譲、空き家バンクでの斡旋、住宅リフォーム補助の拡充など、ニーズを踏まえながら住宅対策を積極的に推進してきたところであり、これまでの移住者数は、定住促進住宅で8名、上町の宅地分譲地で3名、住宅リフォーム補助事業で3名、空き家バンクで11名を受け入れているところであります。

昨年度、七ヶ宿町を訪問し、事業の具体的な内容などを伺ってきたところではありますが、近隣市町村の人口規模や、主要都市との交通アクセスなど周辺を取り巻く環境の違いもあり、一概に七ヶ宿町の事例が、本町での日常生活の営みに即したものであるかどうか、また支援額が適当かどうかなど、熟慮が必要な部分もございますので、引き続き検討を進めながら、人口減少対策に結びつく住宅対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、気候変動による被害対策についてですが、議員御案内のとおり、全国各地で大雨による災害は毎年のように頻発しており、本町でも8月13日に小本地区において、1時間雨量124ミリ、24時間雨量576ミリと観測史上最大の雨量を観測したところです。

今回の大雨により、住家の半壊1棟、床下浸水

19棟の被害があり、被災した皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、御質問のありました今回の被害に対する対応・支援策についてであります。被災された皆様が一日も早く平穏な生活に戻れるよう、各部署に対し速やかな被害調査を指示し、早急に応急復旧等が必要な事業につきましては、専決予算を編成し対応したところであります。

また、町道や河川、農地の災害復旧事業につきましても、必要な現地調査、手続きを踏まえ、順次、補正予算をお願いしながら対応してまいり所存であります。

さらに、被害に遭われた皆様が必要な支援を速やかに受けることができるよう、り災証明書の発行を8月28日から開始しているところであり、町の災害見舞金につきましても先般、対象者へ交付したところであります。

今後予測される異常気象の被害に対する支援策

であります。平成28年の台風第10号や、令和元年の台風第19号の豪雨災害の際には、いわゆる激甚災害法に基づく激甚災害に指定されたことや、災害救助法の適用により、国、県等の様々な支援制度の対象となったところであり、この制度設計に基づく対応を基本としながら、その都度、被害の規模や範囲などを考慮の上、対応していく必要があるものと考えております。

町といたしましては、これまでの災害における対応を踏まえ、消毒作業や便槽の汲取り、災害廃棄物の収集運搬などの初動対応を行うとともに、災害の規模を的確に把握しながら、できる限りの支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上で答弁を終わります。